

ハルビン市領事出張サービス(10月19日(金))のお知らせ

在瀋陽日本国総領事館

当館では、吉林省に在留、在勤する邦人の皆様への便宜のため、**2018年10月19日(金)**、以下のとおり領事出張サービスを実施します。是非この機会に領事サービスをご利用頂きますよう、皆様のご来訪をお待ちしております。

なお、領事サービスの利用は事前予約制とさせていただきますので、利用を希望される方は、5. 照会先までご連絡下さい。

1. 日時:	2018年10月19日(金) 11:30~14:30
2. 場所:	金谷大厦内会議室(4階、406号室) ハルビン市道里区中央大街185号 【連絡先(会場に関する問い合わせ先)】電話:(0451)8469-8700(金谷大厦 代表)
3. 取扱 業務:	<p>(1)旅券の申請、交付</p> <p>当日旅券の申請をされる方は、後日、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。 当日旅券の交付をご希望の方は、事前の申請が必要となります。詳しくは、10月10日(水)までに当館領事担当(内線6123/6124)までお電話又はメール(ryoji@ya.mofa.go.jp)連絡にて、ご確認ください。 必要書類等は、以下の当館ホームページでもご案内しております。 旅券申請: http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/index.htm#d</p> <p>(2)各種証明書の申請、交付(在留証明、署名証明、出生証明、婚姻証明等)</p> <p>当日証明書の申請をされる方は、後日、自己負担による郵送もしくは、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。 当日証明書の交付をご希望の方は、事前の申請が必要となります。詳しくは10月10日(水)までに当館領事担当(内線6123/6124)までお電話又はメール(ryoji@ya.mofa.go.jp)連絡にて、ご確認ください。 各種証明書の申請に必要な書類は、以下の当館ホームページでもご案内しております。 証明申請: http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_05.htm#syomei</p>

(3) 戸籍関係の届出、国籍関係の届出

出生届、婚姻届、認知届などの戸籍関係届出や国籍選択届、国籍取得届などの国籍関係届出が可能です。
各届出に必要な書類は以下の当館ホームページをご覧ください、当館領事担当までお問い合わせください。

届出：http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_05.htm#todokede

(4) 在外選挙の申請

海外に住んでいても、日本の国政選挙(衆議院及び参議院の比例代表選挙、衆議院小選挙区及び参議院選挙区の選挙、それらの補欠選挙・再選挙)に投票出来ます。そのためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。

申請のためには、本人確認のため**日本国旅券の提示**が必要です。

旅券が提示できない場合は、日本国又は中国の公的機関が交付した**顔写真付きの身分証明書**(運転免許証、就業証等)をお持ちください。

なお、同居家族(日本国籍)による代理申請の場合、申請書のほか、申出書が必要となりますので、必要書類は以下のホームページにてご確認ください。

在外選挙：http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_04.htm#senkyo

(5) 在留届、変更届及び帰国届の届出

外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在される全ての日本人の方は、旅券法により、**在留届の提出**が義務づけられています。

また、在留届を提出済みの方で、在留届の記載事項(住所・携帯電話番号・メールアドレス等)に変更の生じた方は**変更届**、帰国予定の方は**帰国届**の提出が必要です。

(6) その他各種相談など

事前にご連絡いただいた保護者の方には、小・中学生の教科書の配布も可能ですので、あらかじめ当館領事・査証班までご相談ください。

4. 注意点:

(1) 届出・申請・交付の方は、本人確認のため**日本国旅券**を持参ください。

なお、手続き等の理由で旅券がお手許にない場合は、日本国又は中国の公的機関が交付した**顔写真付きの身分証明書**(運転免許証、就業証等)を必ずお持ちください。

(2) 旅券、証明書の**手数料**は、以下のとおりです。

手数料：http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_13.htm

現金(人民元)のみの取り扱いとなりますので、お手数ですが、交付を受ける方は**釣り銭が生じないようあらかじめご用意ください。**

5. 照会先:	在瀋陽日本国総領事館 領事担当 【代表電話】:024-2322-7490 (内線 6123/6124) (電話受付時間 8:30~12:00、13:00~17:15) 【FAX】:024-2385-2430 【電子メール】: ryoji@ya.mofa.go.jp 【所在地】:〒110003 遼寧省瀋陽市和平区十四緯路50号 【郵便物宛先】 :在瀋陽日本国総領事館 領事担当
----------------	---